

News Release

令和 7 年 3 月 1 2 日
電力・ガス取引監視等委員会

託送供給約款の変更の認可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた東京ガスネットワーク株式会社の託送供給約款の変更認可の申請について審査を行い、当該認可を行うことに異存がない旨を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

東京ガスネットワーク株式会社は、上流の特定ガス導管事業者の事業者間精算料金の変更を受けて、当該連結託送供給に係る事業者間精算費を託送供給約款料金原価へ反映するための託送供給約款の変更認可申請を行い、当該申請を受けた経済産業大臣から当委員会へ意見の求めがありました。

申請内容について、ガス事業託送供給約款料金算定規則第15条の規定に基づいて適正に変動額託送供給約款料金原価等を算定した上で小売託送供給約款料金へ反映しており、かつ、ガス事業法第48条第4項各号に定める認可の要件のいずれにも適合していると認められるため、本日、経済産業大臣へ当該認可を行うことに異存がない旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

託送供給約款の変更の認可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 黒田
担当者: 中橋、水越
電話: 03-3501-1585(直通)